秘密保持契約書

　ＢｉｏＰｈｅｎｏｌｉｃｓ株式会社（以下「甲」という。）と○○社（以下「乙」という。）とは、甲が保有するバイオ法による芳香族化合物の○○を行う目的（以下「本目的」という。）で、甲又は乙が相手方に開示する秘密情報の取扱いについて、以下のとおりの秘密保持契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条

1　本契約において「秘密情報」とは、本目的のために、書面、口頭、電磁的記録媒体その他開示の方法及び媒体を問わず、一方当事者（以下「開示者」という。）が相手方（以下「受領者」という。）に対して開示した情報及び当該情報を含む記録媒体、並びに、素材、機器その他の有体物のうち、書面（電子メールその他の電磁的方法を含む。）により開示する場合には、当該書面上に秘密である旨を明示し、口頭その他無形の方法により開示する場合には、開示の時から14日以内に書面により当該情報の概要、開示者、開示日時を特定した上で秘密である旨通知したものをいう。

2　前項の定めにかかわらず、受領者が書面等によってその根拠を立証できる場合に限り、以下の情報は秘密情報の対象外とする。

1. 開示を受けたときに既に保有していた情報
2. 開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
3. 開示を受けた後、相手方から開示を受けた情報に関係なく独自に取得し又は創出した情報
4. 開示を受けたときに既に公知であった情報
5. 開示を受けた後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報

第2条（秘密保持）

1　受領者は、善良なる管理者が払うべき注意義務をもって秘密情報を管理し、その秘密を保持するものとし、開示者の事前の書面による承諾を得ずに第三者に対して開示又は漏えいしてはならない。受領者は、第三者に対して秘密情報を開示するに当たっては、当該第三者に対して本契約と同等の義務を負わせ、これを遵守させる義務を負う。

2　前項の定めにかかわらず、受領者は、秘密情報を、本目的のために必要な範囲のみにおいて、受領者の役員及び従業員（以下「役員等」という。）に限り開示できる。

3　受領者は、前項に定める開示に際して、役員等に対し、秘密情報の漏えい、滅失、毀損の防止等の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行い、その在職中及び退職後も本契約に定める秘密保持義務を負わせる。役員等による秘密情報の開示、漏えい、本目的以外の目的での使用については、当該役員等が所属する受領者による秘密情報の開示、漏えい、本目的以外の目的での使用とみなす。

4　前各項の定めにかかわらず、受領者は、次の各号に定める場合、秘密情報を必要な範囲で、開示することができる。（ただし、1号又は2号に該当する場合には可能な限り事前に開示者に通知する。）。また、受領者は、本項に基づいて開示を行った場合には、その旨を遅滞なく開示者に対して通知する。

1. 法令の定めに基づき開示する義務がある場合
2. 裁判所の命令、監督官公庁又はその他法令・規則の定めに基づく開示の要求がある場合
3. 受領者が、弁護士、弁理士、公認会計士、税理士、司法書士、技術士、その他秘密保持義務を法律上負担する者に相談する必要がある場合

5 本条第1項の規定にかかわらず、甲、乙及び丙のそれぞれは、次の各号に掲げる自己の開示先 に対して、本契約で自己が他の当事者に対して負う義務と同等の義務を課し、かつ、当該開示先による義務の履行に関して一切の責任を負担することを条件に、秘密情報を開示することができる。

(1) 甲の開示先：〇〇

(2) 乙の開示先：小野 賢太郎（丙の顧問）、ANRI株式会社（東京都港区六本木六丁目10-1六本木ヒルズ森タワー15Ｆ）、国立研究開発法人科学技術振興機構（東京都千代田区五番町7　K’s五番町）及び国立研究開発法人新エネルギー産業技術総合開発機構（神奈川県川崎市幸区大宮町1310番　ミューザ川崎セントラルタワー16階）

第3条（目的外使用の禁止）
　受領者は、開示者から開示された秘密情報を、本目的以外のために使用してはならない。

第4条（秘密情報の複製の取り扱い）
　受領者は、本契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要な場合、事前に開示者から書面による承諾を得なければならない。受領者が、本目的のために必要な範囲において秘密情報を複製（書面、電磁的記録媒体、光学記録媒体及びフィルムその他一切の記録媒体への記録を含む。）する場合には、複製により生じた情報も秘密情報に含まれる。

第5条（リバースエンジニアリングの禁止）
　受領者は、秘密情報について、開示者の事前の書面による承諾なく、秘密情報の組成又は構造の分析、解析、リバースエンジニアリングその他類似の行為を行ってはならない。

第6条（発明・考案等）

受領者は、本目的遂行の過程において、開示当事者の秘密情報に基づき発明、考案その他の知的財産（知的財産基本法第2条第1項の定義に従う。）を創出した場合、開示当事者に速やかに通知し、知的財産権（知的財産基本法第2条第2項の定義に従う。）の帰属、出願その他の取扱いについて協議の上決定する。

2　前項の定めにかかわらず、本検証におけるバイオ化学品の発酵および精製プロセスにおける製造技術（同プロセスで用いるスマートセル技術、及びスマートセルの製造技術を含む）及び当該成果に基づく本知的財産権は、全て甲に単独で帰属するものとする。

第7条（秘密情報の破棄又は返還）
　受領者は、本契約の有効期間中であるか終了後であるかを問わず、開示者からの書面による請求があった場合、開示者の指示に従い、自らの選択及び費用負担により、受領者又は受領者から開示を受けた第三者が保持する秘密情報を速やかに破棄又は返還する。

2　受領者は、開示者が秘密情報の廃棄を要請した場合には、速やかに秘密情報が化体した媒体を廃棄し、開示者の指示に従い、当該廃棄にかかる受領者の義務が履行されたことを証明する書面を提出する。

第8条（技術検証（PoC）契約又は共同研究開発契約の締結）
　甲及び乙は、本契約締結後、技術検証（PoC）又は研究開発段階への移行及び技術検証（PoC）契約又は共同研究開発契約の締結に向けて最大限努力し、乙は、本契約締結日から3か月（以下「通知期限」という。）を目途に、甲に対して、技術検証（PoC）契約又は共同研究開発契約を締結するか否かを通知する。ただし、正当な理由がある場合には、甲乙協議の上、通知期限を延長することができる。

第9条（損害賠償）
　甲及び乙は、本契約に違反して相手方に損害（合理的な範囲の弁護士費用を含む。）を与えたときは、相手方に対して当該損害を賠償する責任を負う。

第10条（差止め）
　甲及び乙は、相手方が、本契約に違反し又は違反するおそれがある場合には、相手方に対し、その差止め、損害の予防及び信用回復措置を請求することができる。

第11条（期間）
　本契約の有効期間は、本契約の締結日より1年間とする。ただし、本契約の終了後においても、本契約の有効期間中に開示された秘密情報については、本契約の終了日から3年間、本契約の規定（本条本文を除く。）が有効に適用される。

第12条（権利義務の移転禁止）

甲及び乙は、相手方の書面による事前の同意を得ない限り、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し又は担保の目的に供してはならない。

第13条（準拠法）
　本契約に関する紛争については、日本法を準拠法とする。

第14条（裁判管轄）
　本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第15条（協議解決）
　本契約に定めのない事項又は本契約について疑義が生じた場合については、協議の上解決する。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。ただし、本契約を電子契約により締結する場合には、本契約の成立を証するため、本書の電磁的記録を作成し、甲乙が合意の後電子署名を施し、各自その電磁的記録を保管する。

　　　　年　　月　　日

甲　茨城県つくば市東光台5-5-5

ＢｉｏＰｈｅｎｏｌｉｃｓ株式会社

 代表取締役　貫井憲之

乙